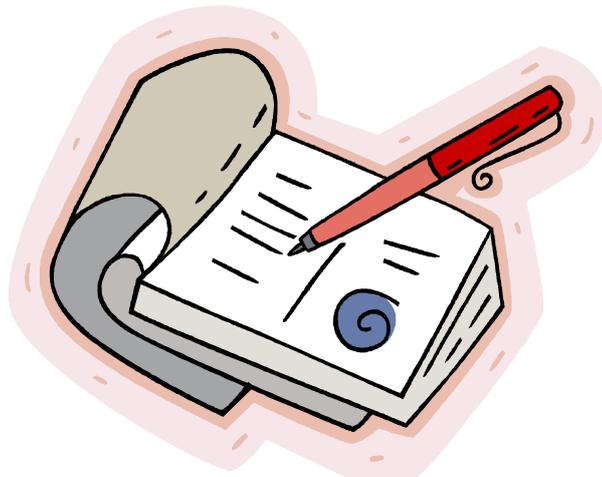


雇用促進計画の手引き

～雇用促進税制の適用を受けるために～



特定業務施設を新設する場合に 雇用促進税制が活用しやすくなりました！

地方拠点強化税制における雇用促進税制とは、

東京23区から本社機能を地方に移転する事業（移転型事業）や
地方において本社機能を拡充する事業（拡充型事業）について
「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、その認定を
都道府県知事から受けた事業主が、一定の要件を満たした場合に、
法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が受けられる制度です。

控除額は、計画により整備した本社機能を有する施設の雇用者増加数
1人当たり、最大90万円（拡充型事業の場合は最大30万円）です。

- ◆ 税制適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があるります。
- ◆ 令和6年度税制改正を踏まえて雇用促進計画の様式等に追加・変更があります。本手引きをよく読んで作成してください。
- ◆ 本制度のご利用に当たっては、こちらのURLもご確認ください。
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>



詳細は次頁以降をご覧ください

目次

I 地方拠点強化税制における雇用促進税制の概要	…3	VII 雇用促進計画の記入方法（計画終了時）	
II 控除額の計算例	…5	・雇用促進計画－1	…14
III 雇用促進計画の作成・提出の流れ	…6	・雇用促進計画－4	…16
IV 提出書類		・使用人兼務役員及び役員の特種関係者に関する補足資料	…17
・計画開始（適用年度開始）時	…9	・地方拠点強化税制の総括表－1	…18
・計画終了（適用年度終了）時	…10	・地方拠点強化税制の総括表－2	…19
V 雇用促進計画（雇用促進計画-1の概要）	…11	・雇用促進計画－3	…20
VI 雇用促進計画の記入方法（計画開始時）		VIII 様式のダウンロードお問い合わせなど	…22
・雇用促進計画－1	…12		
・雇用促進計画－2	…13		
・雇用促進計画－4	…13		

雇用促進税制を活用する場合の手続の流れ

① 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」※1を作成

※1 各都道府県の地域再生計画で、本制度の対象地域が設定されています。整備計画の作成にあたっては、移転・拡充の対象地域として検討している都道府県に事前にご相談ください。
整備計画に関するガイドライン及びQ & Aは内閣府地方創生推進事務局HPを参照してください。

② 都道府県知事に整備計画の認定を申請

③ 都道府県知事から整備計画の認定を受ける※2

※2 令和8年3月31日までに認定を受けた整備計画に係る特定業務施設が雇用促進税制の対象となります。

◎ 本手引きで説明する範囲

④ 「雇用促進計画」を作成し、ハローワーク※3に提出※4

※3 本店又は主たる事務所を管轄するハローワークに提出してください。
※4 提出期限があります。詳しくは本手引き6ページ又は7ページを確認してください。

⑤ 「雇用促進計画」の達成状況についてハローワーク※3の確認を受ける※4※5

※5 確認に時間を要するため余裕をもって提出してください。詳しくは本手引きの6ページ又は7ページを確認してください。

⑥ 税務署へ確定申告※6

※6 達成状況の確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付する必要があります。

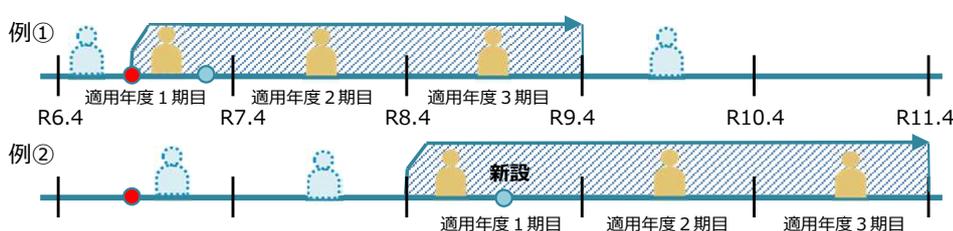
I 地方拠点強化税制における雇用促進税制とは

地域再生法の規定により都道府県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」（以下「整備計画」といいます。）に基づき、本社機能を有する特定業務施設※¹を地方において整備する事業主が、適用年度※²において次の要件を満たす場合、下記1, 2の税制措置が受けられます。

- ※¹ 「特定業務施設」とは、次のいずれかに該当するものであって、整備計画に基づき整備される施設をいいます。
 - ・ 事務所であって、①調査及び企画部門、②情報処理部門、③研究開発部門、④国際事業部門、⑤その他管理業務部門、⑥商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）、⑦情報サービス事業部門、⑧サービス事業部門（左記①から⑤までに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）のうち、いずれかの部門のために使用されるもの
 - ・ 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）
 - ・ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの
- ※² 本税制の「適用年度」は、整備計画の計画期間のうち、基準日※³を含む事業年度※⁴、翌事業年度、翌々事業年度です。以下、基準日を含む事業年度を「適用年度1期目」、翌事業年度を「適用年度2期目」、翌々事業年度を「適用年度3期目」と表記します。また、整備計画の計画期間のうち、当期の適用年度に当たる期間を「該当期」と表記します。
- ※³ 「基準日」とは、整備計画の認定を受けた日（令和6年4月1日以後に認定を受けた整備計画に従って特定業務施設を新設により整備した場合は、その事業供用開始日）をいいます。
- ※⁴ 個人事業主の場合は「事業年度」を「暦年（1月1日から12月31日まで）」と読み替えてください。

＜適用年度のイメージ＞

- ※いずれも事業年度が4/1～3/31の法人が令和11年3月末までの整備計画の認定を受けた場合。
- ※例①は、特定業務施設を新設以外の方法で整備する計画の認定を受けた場合
- ※例②は、特定業務施設を新設により整備する計画の認定を受けた場合。
- …整備計画の認定日
- …特定業務施設の事業供用開始日
- …本税制の対象となる期間中の雇用増
- …本税制の対象外の期間中の雇用増



1 基本部分（移転型、拡充型共通）

【適用要件】

ア	青色申告書を提出する事業主であること
イ	過去3年間（当期の適用年度、その前事業年度及び前々事業年度※ ⁴ ※ ⁵ ）に、事業主都合による離職者※ ⁶ ※ ⁷ がないこと
ウ	風俗営業等※ ⁸ を営む事業主ではないこと
エ	当期適用年度において、オフィス減税（特定業務施設の建物等の取得価額に対し、特別償却又は税額控除が受けられる制度）の適用を受けていないこと
オ	当期適用年度が、設立、解散又は清算中の事業年度※ ⁴ でないこと※ ⁹

【税制措置の内容】

特定業務施設の雇用者増加数※¹⁰（法人全体※¹¹の雇用者増加数※¹⁰が上限）に応じ、当該適用年度の法人税額※¹²から、次の①と②の合計額※¹³が控除されます。

①	当期適用年度の特定業務施設における雇用者増加数※ ¹⁰ ※ ¹⁴ のうち、期間の定めのない雇用※ ¹⁵ かつフルタイム雇用※ ¹⁶ の新規雇用者※ ¹⁷ の数に達するまでの数につき、1人当たり移転型は50万円、拡充型は30万円
②	当期適用年度の特定業務施設における雇用者増加数※ ¹⁰ ※ ¹⁴ から新規雇用者※ ¹⁷ の数を控除した数のうち、当期の計画期間中に他の事業所から特定業務施設へ転勤した期間の定めのない雇用※ ¹⁵ かつフルタイム雇用※ ¹⁶ の雇用者（新規雇用者※ ¹⁷ を除く）の数に達するまでの数につき、1人当たり移転型は40万円、拡充型は20万円

注）法人全体※¹¹の雇用者増加数※¹⁰が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要です。

2 移転型事業の上乗せ措置

本社機能を東京23区から移転させた場合は、前ページ「1」の基本部分に加え、以下の措置が適用されます。

【適用要件】

ア	1のアと同じ
イ	1のイと同じ
ウ	当期適用年度又はそれ以前の適用年度のいずれかにおいて、次のa、bのいずれかを満たしていること a 上記1の基本部分の税制措置の適用を受けていること b オフィス減税の適用を受けていない（上記1のウの要件を満たしている）と仮定したならば、上記1の基本部分の税制措置の適用があると認められること
エ	当期適用年度及びそれ以前の全ての適用年度において、法人全体 ^{※11} の雇用者増加数 ^{※10} 及び特定業務施設の雇用者増加数 ^{※10} が、ともに0以上であること
オ	1のウと同じ

※ 1のエに相当する要件がないため、オフィス減税との併用が可能です。

【税制措置の内容】

当期適用年度の法人税額 ^{※11} から、当期適用年度及び基準日 ^{※3} 以後に終了した適用年度 ^{※19} の特定業務施設における雇用者増加数 ^{※10} のうち、特定業務施設における期間の定めのない雇用 ^{※15} かつフルタイム雇用 ^{※16} の雇用者増加数 ^{※10} に達するまでの数の合計数につき、1人当たり40万円（30万円 ^{※20} ） ^{※13} が控除されます。

- ※5 事業年度が1年間ではない場合は、当期適用年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度。
- ※6 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
「高年齢被保険者」とは、65歳以上の雇用保険被保険者で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。
- ※7 事業主都合による離職にもかかわらず、自己都合離職としていることが判明した場合は、雇用促進税制の対象になりません。
- ※8 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関特殊営業を指します（キャバレー、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店など）。
- ※9 法人は、①設立（合併、分割、又は現物出資により設立を除く。）、②解散（合併による解散を除く。）及び③清算中の事業年度は本税制を利用できません。個人事業主は、①事業を開始した日を含む暦年（相続又は包括遺贈による事業継承の日を含む暦年を除く。）及び事業を廃止した日を含む暦年は本税制を利用できません。
- ※10 「雇用者増加数」は、当期適用年度の末日と当期適用年度の初日の前日の雇用保険一般被保険者（以下「一般被保険者」という）数の差です。ただし、当該適用年度の初日の前日には一般被保険者であったが、当期適用年度の末日には高年齢被保険者^{※6}である人がいた場合は、その人数を初日の前日の一般被保険者数から控除した上で雇用者増加数を算出します。
また、雇用者増加数には「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」（次のいずれかに該当する者）を含みません。
(1) 使用人兼務役員
(2) 役員又は個人事業主の親族
(3) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(4) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者
(5) (3)又は(4)に該当する者と生計を一にしている、これらの者の親族
- ※11 個人事業主の場合は、事業主全体。
- ※12 個人事業主の場合は所得税額。
- ※13 雇用促進税制の基本部分と上乗せ措置、オフィス減税を合わせて当期の法人税額^{※12}の20%が上限になります。
- ※14 法人全体^{※11}の雇用者増加数^{※10}が上限。
- ※15 「期間の定めのない雇用」とは、労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいいます。
- ※16 「フルタイム雇用」とは、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- ※17 当期の計画期間中に新規雇用され当該適用年度の末日において、当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人をいいます。
- ※18 法人全体^{※11}の雇用者増加数^{※10}又は特定業務施設の雇用者増加数^{※10}のうち、小さい方の数が上限となります。
- ※19 当期が適用年度2期目（又は3期目）の場合における、適用年度1期目（又は1期目及び2期目）を指します。
いずれの適用年度も雇用促進計画の達成状況についてハローワークの確認を得ていることが必要です。
- ※20 特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内である場合。

Ⅱ 地方拠点強化税制における雇用促進税制の控除額計算例

- ◇ 事業年度が4月1日～3月31日である法人を例に説明します。
- ◇ 令和6年10月1日に、都道府県知事より、**移転型事業**の整備計画の認定を受けたものとします。
- ◇ 特定業務施設の所在地は、地方活力向上地域内であるとします。
- ◇ 令和6年4月1日～令和7年3月31日の事業年度に、オフィス減税適用を受けているものとします。
- ◇ 雇用者の増減等の状況は次表のとおりであったとします。なお、雇用者は全員が一般被保険者で、使用人兼務役員及び役員の特典関係者を含まず、一般被保険者から高年齢被保険者になった人いないものとします。

		R6.4.1～ R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31
法人全体	A 初日の前日の雇用者数	100人 (R6.3.31)	105人 (R7.3.31)	119人 (R8.3.31)
	B 雇用者増加数	5人	14人	5人
特定業務施設	C 雇用者増加数	15人	10人	10人
	D Cのうち、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の者	15人	9人	6人
	E Dの各適用年度累計	15人	24人	30人
	F 新規雇用者の数	7人	11人	4人
	G Fのうち、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用	7人	9人	2人
	H 他の事業所からの転勤者のうち、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用	8人	0人	1人
計算	I B、Cのうち小さい方	5人	10人	5人
	J G、Iのうち小さい方	5人	9人	2人
	K I-F（0を下回る場合は0）	0人	0人	1人
	L H、Kのうち小さい方	0人	0人	1人

上記の場合、3期とも、B欄とC欄がともに0以上であることから、4条の2の工の要件も満たします。3条の1のア、イ、ウ、オの要件も満たしている場合、各期の控除額は、次のようになります（オフィス減税と合わせて、各期の法人税額の20%が上限となります。）。

1期目（R6.4.1～R7.3.31）

基本部分 オフィス減税を受けているため、適用無し

上乗せ部分 15人（E）×40万円＝600万円

合計： 600万円

2期目（R7.4.1～R8.3.31）

基本部分 9人（J）×50万円＋0人（L）×40万円＝450万円

上乗せ部分 24人（E）×40万円＝960万円

合計： 1,410万円

3期目（R6.4.1～R7.3.31）

基本部分 2人（J）×50万円＋1人（L）×40万円＝140万円

上乗せ部分 30人（E）×40万円＝1,200万円

合計： 1,340万円

適用年度開始

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**（基準日（3月※3参照）を含む適用年度については、基準日後**3か月以内**）に主たる事業所を管轄するハローワーク※1に雇用促進計画を提出してください。※2※3
〔提出書類は9紙をご確認ください〕

- ➡ ハローワークは、「雇用促進計画-1」に受付印を押印し「雇用促進計画-4」とホッチキス留めした上で雇用促進計画を返却します（この押印は、**收受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。
返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**（個人事業主は翌年の**3月15日まで**）に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※4を求めてください。※3
〔提出書類は10紙をご確認ください〕

- ➡ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局（又はハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ホッチキス留めされた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」を返送します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（又はハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返送

確定申告

③税務署に申告

達成状況の確認を受けているホッチキス留めされた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※1 グループ通算制度の承認を受けている場合は、通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークになります。
※2 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に整備計画の認定を受けた場合には、基準日がいつになるのかの連絡と、未提出の書類がある場合は追加提出してください。
※3 **郵送による受付も可能**ですが、**提出期限必着**となります。なお、計画開始時に雇用促進計画を書面で提出する場合は、計画終了時までの一連の手続きを全て書面で行ってください。
※4 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください**。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

★ **移転型の整備計画の認定を受けた事業主は必ず、拡充型の整備計画の認定を受けた事業主もできるだけ、3年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出、達成状況の報告を行ってください**（これを行わなかった場合、その適用年度以降は4紙の上乗せ措置の適用を受けることはできません）。

Ⅲ 確定申告までの流れ②（※Eメールで雇用促進計画を提出する場合）

適用年度開始

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**（基準日（3^㉔※3参照）を含む適用年度については、基準日後**3か月以内**）に主たる事業所を管轄するハローワーク^{*1}に提出する雇用促進計画に加え、次ページの「雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について」を添付して指定の提出用メールアドレス（sokusinkeikaku@mhlw.go.jp）宛てに送ってください。※2※3〔提出書類は9^㉔をご確認ください〕

➡ ハローワークはメールを受信後、雇用促進計画を受け付けた旨の返信を行います（この返信は、**収受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**（個人事業主は翌年の**3月15日まで**）に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認^{*4}を求める依頼を上記①の提出用メールアドレス宛てに送ってください。※3〔提出書類は10^㉔をご確認ください〕

➡ ハローワークは提出された書類を預かり、各都道府県労働局（又はハローワーク）が、計画の達成状況を確認して雇用促進計画書に確認印を押しPDF化した上でメールに添付し返却します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（又はハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返 送

確定申告

③税務署に申告

達成状況の確認を受けて確認印のある「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※1 グループ通算制度の承認を受けている場合は、通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークになります。
- ※2 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に整備計画の認定を受けた場合には、基準日がいつになるのかの連絡と、未提出の書類がある場合は追加提出してください。
- ※3 提出用メールアドレスでは10MBまで受信可能です。
- ※4 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください**。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

★ **移転型の整備計画の認定を受けた事業主は必ず、拡充型の整備計画の認定を受けた事業主もできるだけ、3年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出、達成状況の報告を行ってください**（これを行わなかった場合、その適用年度以降は4^㉔の上乗せ措置の適用を受けることはできません）。

Ⅲ 確定申告までの流れ② (※Eメールで雇用促進計画を提出する場合)

雇用促進計画の提出及び達成状況の確認について、Eメールによる手続きを希望する事業主は、雇用促進計画に加えて「**雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について**」を添付してください。

(様式は厚生労働省HPよりダウンロードできます。22頁参照。)

また、計画開始時及び計画終了時にEメールで雇用促進計画を提出いただく際の確認書類の提出方法について別紙にチェックして添付してください。

雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

公共職業安定所長 殿

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき作成した雇用促進計画^{※1}について、計画開始時及び終了時いずれもEメールにより提出いたします。

また、計画終了時の達成状況について確認を求めた結果についても貴省の所定の方法^{※2}によりEメールでの交付を希望します。

なお、雇用促進計画と合わせて提出する書類の提出方法は別紙のとおりです。

事業所名称 : _____

事業所(本社)所在地 : _____

事業主氏名 : _____

担当者氏名 : _____

連絡先(電話) : _____

※1 雇用促進計画の所定様式及びその確認書類。
(メール送付先アドレス: sokusinkeikaku@mhlw.go.jp)

※2 雇用促進計画をEメールにより提出される場合は、計画終了時の達成状況を確認した結果を記した雇用促進計画書をPDF化したうえで返却します。

① Eメールによる雇用促進計画の受付は、計画開始時及び計画終了時における達成状況の確認の一連の手続きを全てEメールで希望される場合に対応させていただきます。
なお、雇用促進計画書をEメールにて提出した上で確認書類の容量が巨大なためメールに添付できない等の場合は、下記③にあるように確認書類を別途郵送していただくことも可能です。

② 計画開始時だけでなく、計画終了時に達成状況の確認を求める場合も、必ずsokusinkeikaku@mhlw.go.jp宛てにメールしてください。

【別紙】確認書類提出方法 (Eメール提出時)

※提出する書類の提出方法を選択してください。

提出書類	提出方法選択			提出時期		備考
	Mail	郵送	持参	計画時	終了時	
雇用促進計画-1【所定様式】	✓			○	○	※グループ通算制度の承認を受けている場合はグループ内の通算法人ごとに作成
雇用促進計画-2【所定様式】	✓			○		
雇用促進計画-3【所定様式】					○	
雇用促進計画-4【所定様式】	✓			○	○	
地方拠点強化税制総括表-1【所定様式】					○	※グループ通算制度の承認を受けている場合は他の整備計画認定法人分も作成
地方拠点強化税制総括表-2【所定様式】					○	※総括表-2は移転型の特定業務施設のみ
使用人兼務役員及び役員の特典関係者に関する補足資料【所定様式】					○	使用人兼務役員又は役員の特典関係者かつ一般被保険者である又はあった者が、計画期間終了時点で高齢被保険者である場合、特定業務施設で新規に雇用された場合、計画期間中に企業組織再編に伴い転入または転出した場合
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写し	✓				○	
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し	✓				○	
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書の写し						整備計画の認定を受けた場合
主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類		✓			○	

③ 計画開始時及び計画終了時に雇用促進計画を提出する際に必要な確認書類の提出方法について、メールに添付又は別途郵送等をするものがあるのかチェックを入れて、メールに添付してください。

IV 提出書類＜計画開始（適用年度開始）時＞

■ 計画開始（適用年度開始）時

<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－1 ※1 ※2	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－2	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－4 ※1 ※2	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について ※3	1部
<input type="checkbox"/> 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1部
<input type="checkbox"/> 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」及び 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書」の写し	1部
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し ※4	1部

※1 複数の整備計画の認定を受けている場合は、当期が適用年度にある特定業務施設に係る各整備計画ごとに「雇用促進計画－4」を作成したうえで、「雇用促進計画－1」は、各「雇用促進計画－4」に記載した全ての特定業務施設を対象とする内容となるよう、1つにまとめて記載してください。

※2 グループ通算制度の承認を受けている場合は、当該グループ通算制度に係る全ての通算法人について、法人ごとに「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」（「雇用促進計画－4」は、整備計画の認定を受けている法人についてのみ）を作成し、これをとりまとめて通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークに提出してください。

※3 雇用促進計画の手続きをEメールで行うことを希望する場合のみ

※4 計画開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

【特定業務施設の雇用保険適用事業所番号について】

地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として、整備する事業所（特定業務施設）は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

特定業務施設を新設する場合は、整備後できるだけ速やかに雇用保険適用事業所番号を取得してください。既存施設（あるいはその一部）を特定業務施設とする場合には、当該特定業務施設とする部分のみの雇用保険適用事業所番号が付与されるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワーク又は労働局までお問い合わせください。

例外的に、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、計画期間の初日の前日（計画期間の初日が基準日（3号※3参照）である場合には、法人にあっては当該基準日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該基準日が含まれる年の前年の12月31日。）及び計画期間の末日において対象となる特定業務施設に勤務していた全ての一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている当該一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類※4）を提出する必要があります（10号※3(2)参照）。

※4 適用年度中に高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。

IV 提出書類＜計画終了（適用年度終了）時＞

■ 計画終了（適用年度終了）時

<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－1	1部
計画開始時に押印※された「雇用促進計画－1」に雇用者増加数などの達成状況を追記したもの (※Eメールによる提出の場合は受付印はありません。計画開始時に提出した様式に追記して下さい)	
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－3	1部
計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－4	1部
「雇用促進計画－1」と同様に特定業務施設における雇用者増加数などの達成状況を追記したもの	
<input type="checkbox"/> 地方拠点強化税制の総括表－1 ※1	1部
【移転型・拡充型共通】	
<input type="checkbox"/> 地方拠点強化税制の総括表－2 ※2	1部
【移転型のみ】	
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の一般被保険者について確認できる書類（写し） ※3	各1部
① 出勤簿、② 労働者名簿又は賃金台帳、③ 労働条件通知書又は雇用契約書、労働協約、就業規則、 ④ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「資格喪失確認通知書」）、⑤ その他それらに準ずるもの	
<input type="checkbox"/> 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況報告書」の写し ※4	1部
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し ※5	1部
<input type="checkbox"/> 前適用年度及び前々適用年度の雇用促進計画（ハローワークの確認を受けた「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」 ※6）の写し	各1部
適用年度2期目又は3期目であって、1期目又は2期目に雇用促進計画の達成状況についてハローワークの確認を受けている場合に提出	
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、以下の資料	各1部
ア 整備計画が変更された場合には、変更後の整備計画とその認定通知書の写し イ 整備計画の認定が取り消された場合には、当該整備計画の取消通知書の写し ウ 使用人兼務役員又は役員の特典関係者かつ一般被保険者である又はあった人で、次のいずれかに該当する人がある場合、「使用人兼務役員及び役員の特典関係者に関する補足資料」 ① 雇用促進計画の計画期間の初日の前日※7に一般被保険者であったが、計画期間の終了日には高年齢被保険者である人 ② 雇用促進計画の計画期間中に、特定業務施設で新規に雇用された人 ③ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転入した人 ④ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転出した人	
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	1部
返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記したもの	

- ※1 期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の新規雇用者及び他の事業所から特定業務施設への転勤者（いずれも計画期間の末日に特定業務施設に勤務する一般被保険者に限る。）について記載。
- ※2 移転型の特定業務施設において、適用年度中に新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の一般被保険者となった者（計画期間の末日に特定業務施設に勤務する者に限る。）又は該当しなくなった者について記載。
- ※3 「地方拠点強化税制の総括表－1」の対象者（※1）又は「地方拠点強化税制の総括表－2」の対象者（※2）として記載した期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の一般被保険者（総括表－2は、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用に該当しなくなった者を含む。）に係る計画期間の末日（総括表－2は、計画期間の初日の前日※7も対象）における資料を提出してください（ただし、④の書類は、総括表－2において該当者があった場合のみ提出。）。
- なお、以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類についても提出してください。
- (1) 既存施設（又はその一部）を特定業務施設として整備し、計画期間中に一の雇用保険適用事業所とした場合は、計画期間の初日の前日※7における当該特定業務施設の全ての一般被保険者（有期雇用及びパートタイム雇用を含む。以下同じ。）に係る①及び②の書類並びに①及び②に記載された当該一般被保険者に係る「雇用保険被保険者番号が明示された書類」※8
- (2) 特定業務施設をやむを得ない理由により一の雇用保険適用事業所とすることができない場合は、
- ア 計画期間の初日の前日※7及び計画期間の末日における当該特定業務施設の全ての一般被保険者に係る①及び②の書類、並びに①及び②に記載された当該一般被保険者に係る「雇用保険被保険者番号が明示された書類」※8
- イ 計画期間中に当該特定業務施設で新たに雇用された又は他の事業所から当該特定業務施設に転勤した一般被保険者（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用ではない）について、計画期間の末日における①の書類及び計画期間中に新たに雇用又は転勤したことが確認できる②の書類、並びに当該一般被保険者に係る③の書類。
- ※4 令和6年4月1日以後に認定を受けた整備計画に従って特定業務施設を新設により整備した場合に提出が必要です。
- ※5 計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。
- ※6 ホッチキスで留めたもの（Eメール以外による提出の場合）。
- ※7 計画期間の初日が「雇用促進計画－1」の基準日（3※3参照）である場合には、法人にあっては当該基準日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該基準日が含まれる年の前年の12月31日。
- ※8 適用年度中に一般被保険者から高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。

V 雇用促進計画（雇用促進計画－1（概要））

※この【雇用促進計画－1】のほか、計画開始時と計画終了時に作成・提出いただく書類があります。
各書類の記入方法の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

計画開始（適用年度開始）時に記入する項目

計画終了（適用年度終了）時に記入する項目

(様式第5号) (第1面)

雇用促進計画－1

①

②

④

③

⑤

⑥

⑦

① 番号	② 事業所の名称	③ 事業所の所在地	④ 雇用保険適用事業所番号	⑤ 基準日	⑥ 労働者の数 (計画開始の初日の前日)	⑦ うち雇用保険 被保険者数 (計画開始の初日の前日)	⑧ うち特定 業務施設 の労働者数 (計画開始の初日の前日)	⑨ うち計画期間 の初日において 高年齢被保険者 である者の数	⑩ 労働者の 目標増加数	⑪ 労働者の数 (計画期間の末日)	⑫ うち雇用保険 被保険者数 (計画期間の末日)	⑬ うち特定 業務施設 の労働者数 (計画期間の末日)	⑭ うち計画期間 の末日において 高年齢被保険者 である者の数	⑮ 労働者増加率 (⑪-⑥)÷⑥×100	⑯ 過去3年間の 事業主都合 離職の有無	⑰ 事業所の廃止 又は新設	⑱ 事業所の廃止 又は新設を 行った日
1(主たる事業所)				令和 年 月 日											有・無	有・無	令和 年 月 日
2				令和 年 月 日											有・無	有・無	令和 年 月 日
3				令和 年 月 日											有・無	有・無	令和 年 月 日
4				令和 年 月 日											有・無	有・無	令和 年 月 日
計					⑥	⑦	⑧	⑨		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮-1			

④ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

整備計画の認定を受けている場合は「はい」にチェックを付けて、計画名称及び計画期間を記入してください。そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。

はい 計画の名称 ()
計画の期間 (令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで) のうち 期日
※ 当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。
※ 当該計画に従って事業所を新設により整備した場合は、事業所の名称の後に「新設」と記載してください。
※ 当該計画及び当該計画の計画期間における労働者の増加数等の記載事項が分かる書類を添付してください。

いいえ
整備計画の認定を受けている場合に、計画終了（適用年度終了）時に状況を記載する欄です。

- ⑩ ①-1欄の数又は①-2欄の数のいずれか少ない数
- ⑪ ③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の合計数
- ⑫ ③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）のうち次のア及びイの要件を満たす者の合計数
ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないこと。
- ⑬ ⑩欄の数又は⑪欄の数のいずれか少ない数
- ⑭ ⑩欄の数から⑪欄の数を控除した数
- ⑮ ③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における他の事業所からの転勤者（雇用保険一般被保険者に限る。）のうち⑩欄に掲げるア及びイの要件を満たす者の合計数
- ⑯ ⑩欄の数又は⑪欄の数のいずれか少ない数

<計画開始時>
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
--------------------	--------------------------	-----	---------

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）
所在地
担当者名及び連絡先

※⑩欄、⑪欄、⑫欄及び⑬欄は、計画期間の終期に記入

計画開始時受付印

<計画終了時>
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
--------------------	--------------------------	-----	---------

個人事業主氏名又は法人名（代表者氏名）
所在地
担当者名及び連絡先
(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所

- 雇用促進計画の計画期間（法人の場合は事業年度、個人事業主の場合は暦年）を記載します。当該期間に③欄の「計画の期間」の初日が含まれる場合は、その初日を当該期間の始期として記載します。
- 事業主の全事業所（特定業務施設以外の事業所を含む）の属性、計画開始時の雇用状況等について記載します。
- 計画終了時の各事業所の雇用状況、計画期間中の労働者数の増減、過去3年間の事業主都合離職の有無等について記載します。
- 整備計画の認定を受けている場合は「はい」にチェックを付けて、計画名称及び計画期間等を記入してください。そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。
- 整備計画の認定を受けている場合に、計画期間中の特定業務施設における新規雇用の状況等に基づき記載します。税額控除の要件を満たしているか、及び税額控除の対象となる人数を確認するための欄です。
- 計画開始時に法人名等を記載する欄です。
- 計画終了時に法人名等を記載する欄です。

【雇用促進計画－2（求人申込み見込み）】（記入例）

番号	事業所の名称	雇用保険適用事業所番号	期間中の労働者の求人数見込み	うち雇用保険一般被保険者の求人数見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安定所への求人提出希望	担当者名	電話番号
1	〇〇(株)本社	****-*****-*	10	10	10月上旬	事務総令職、月給22万円～ 勤務時間:8:30～17:30 週休2日制、転勤有り	有・無	厚労太郎	03-****-****
2	第2本社(新設)		6	6	10月上旬	事務総令職、月給22万円～ 勤務時間:8:30～17:30 週休2日制、転勤有り	有・無	〃	〃
3	〃		12	10	10月上旬	一般事務員、時給1,200円～ 勤務時間:8:30～17:30(パート勤務可) 週休2日制	有・無	〃	〃
4	△△研究所	****-*****-* の一部	7	7	6月下旬	製造技術者、月給25万円～ 勤務時間:フレックスタイム制 週休2日制	有・無	安定花子	****-**-****
5	□□工場					食品製造員、時給1,200円～ 勤務時間:8:30～17:30 週休2日制	有・無	安定花子	〃

募集・採用時期や職種・労働条件などは、分かる範囲で、できるだけ詳細に記入してください。

- 労働者の求人数見込みには、雇用促進計画提出時点で雇い入れが終了している人数については含めないでください。
- 単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を出している見込みがある場合は、欄を分けて記入してください。

【雇用促進計画－4】（記入例）

① (移転型・拡充型) / 認定を受けた整備計画の期間(令和6年6月1日から令和11年3月1日まで)のうち2期目

番号	事業所の名称 (特定業務施設)	新設	基準日	⑤ 整備計画1期目				⑥ 整備計画2期目				⑦ 整備計画3期目				⑧ 整備計画4期目			
				特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体	
				A 雇用保険 一般被保 険者増加 数	移転型のみ ア及びイの要件を満たす 雇用保険一般被保険者数	E 雇用保険 一般被保 険者増加 数	法人全体 増加数												
2	第2本社	○	令和7年7月1日																
3	△△研究所		令和6年6月1日																
			令和 年 月 日																

「雇用促進計画－1」の「番号」欄に○を付けた当期が適用年度にあたる特定業務施設が記載対象です（適用年度に含まれない特定業務施設は記載しないでください。）
 「雇用促進計画－1」の「番号」、「事業所の名称」、「基準日」欄を転記してください。新設の事業所は「新設」欄に○をつけてください。
 ⑤欄以降は、計画終了時に記載してください。

- 「雇用促進計画－4」は、整備計画ごとに作成してください。複数の地域で整備計画の認定を受けているなど、複数の整備計画において適用年度中の特定業務施設がそれぞれ存在する場合は、「雇用促進計画－4」は整備計画ごとに作成し、提出してください。
- グループ通算制度の適用を受けている場合は、当該グループ通算制度に係る通算法人のうち、整備計画の認定を受けている全ての法人について、整備計画ごとに「雇用促進計画－4」を作成し、提出してください。
- ①欄には、当該「雇用促進計画－4」に係る整備計画の類型について、「移転型」もしくは「拡充型」に○を付してください。「認定を受けた整備計画の期間」の欄については、整備計画の計画期間を記載するとともに、当期の雇用促進計画の期間が整備計画の何期目に当たるのかを記載してください。
- ②欄には、「雇用促進計画－1」の「番号」欄に○をつけた**特定業務施設（当期が適用年度にあたる特定業務施設）**を対象として、「雇用促進計画－1」に記載した「番号」、「事業所の名称」を再掲してください。また、「雇用促進計画－1」の②欄に基づき「新設」と記載した特定業務施設については「新設」欄に○を付けてください。
- ③欄には、当該特定業務施設の「雇用促進計画－1」に記載した「基準日」を再掲してください。
- ④欄は、当該特定業務施設の所在地が、準地方活向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内である場合に、「○」を記載してください。
- 特定業務施設の数3か所を超える場合は、続紙に記入してください。
- ⑤欄以降は、計画開始時には記入しないでください。計画終了時に記入します。

【雇用促進計画－1】（記入例）

※「雇用促進計画－1」の⑳欄以降は、「雇用促進計画－4」を記入した後に記入すると、効率的に記入できます。

①雇用促進計画の計画期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	基準日	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特任関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧うち計画期間の末日において高年齢被保険者である者の数
								⑧
1(主たる事業所)	〇〇(株)本社	東京都■区……	****-*****	令和 年 月 日	195	190	7	1
②	第2本社(新設)	大阪府●●市……	****-*****	令和7年7月1日	0	0	0	0
③	△△研究所	大阪府▼▼市……	(4に含む)	令和6年4月1日	10	10	0	0
4	□□工場	大阪府▼▼市……	****-*****	令和 年 月 日	65	55	1	1
計					③ 270	⑤ 255	⑦ 8	⑨ 2

計画期間中に雇用保険適用事業所番号を取得した場合は、その番号を追記してください。また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の一連番号（▽とします。この記入例では4）を用いて「(▽を含む)」と記載してください。

計画終了時に忘れずに記載してください。

⑩労働者の目標増加数	⑫労働者の数 (計画期間の末日)	⑭うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の末日)	⑯うち使用人兼務役員及び役員の特任関係者数 (計画期間の末日)	⑱労働者増加数 (⑫-⑭)	⑳うち雇用保険一般被保険者増加数 (⑭-⑯)-(④-⑥-⑧)	㉑過去の事業主都合 離職の有無			事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
						前々期	前期	当期		
▲30	166	161	6	▲29	▲27	有(無)	有(無)	有(無)	廃止・新設	令和 年 月 日
40	40	38	1	40	37	有(無)	有(無)	有(無)	廃止・新設	令和7年7月1日
25	35	34	0	25	24	有(無)	有(無)	有(無)	廃止・新設	令和 年 月 日
0	60	47	1	▲5	▲7	有(無)	有(無)	有(無)	廃止・新設	令和 年 月 日
⑪ 35	⑬ 301	⑮ 8	⑰ 31	⑲ 27	⑳-1 61					

特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合に、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の労働者等の数に当該特定業務施設で勤務する労働者等を含めないようにしてください。(同じ人が重複して計上されることがないようにしてください。)

〔㉑-2〕欄には、「番号」欄に○を付けた当期が適用年度にあたる特定業務施設のみの㉑欄の合計を記載してください。

〔㉑-1〕欄には、全ての事業所の㉑欄の合計を記載してください。

- 「基準日」欄について、㉑欄に基づき「新設」と記載した特定業務施設の場合、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書」に記載した「事業供用開始日」と一致させてください。
- 計画期間中に特定業務施設以外の雇用保険適用事業所を新設した場合は、新たな行にその事業所の名称、所在地、雇用保険適用事業所番号を追記してください。この場合、当該事業所の②欄、④欄、⑥欄は0になります。
- ⑧欄には、④の数に含まれる人のうち、適用年度中に高年齢被保険者(4条※6参照)になった人(計画期間の末日において、引き続き当該事業主に雇用されている人に限ります。また、⑥欄に記載した数に含まれる人を除きます。)の数を記載し、⑨欄には、⑧欄の数を続紙に記載した分を含めて合計した数を記載してください。
- ⑫欄及び⑭欄には、計画期間の末日においてそれぞれの事業所で雇用される全ての労働者及び一般被保険者の数を記載してください。
- ⑯欄には、⑭欄の数に含まれる人のうち、「使用人兼務役員及び役員の特任関係者」(4条※10参照)に該当する人の数を記載してください。
- ⑱欄には、⑫欄の数-⑭欄の数を、㉑欄には、(⑭欄の数-⑯欄の数)-(④欄の数-⑥欄の数-⑧欄の数)を事業所ごとに計算して記載してください(0を下回る場合は、マイナス符号(▲)を用いてください。)
※㉑欄の「雇用保険一般被保険者増加数」には、高年齢被保険者及び使用人兼務役員及び役員の特任関係者が含まれない計算となっていることに留意ください。
- ⑬欄、⑮欄、⑰欄、⑲欄及び〔㉑-1〕欄には、それぞれ⑫欄、⑭欄、⑯欄、⑱欄及び㉑欄の数を続紙に記載した分を含めて合計した数を記載してください。
- 〔㉑-2〕欄には、「番号」欄に○を付けている当期が適用年度にあたる特定業務施設の㉑欄の数のみについて合計した数を記載してください。

次のページに続きます。

- ②欄には、計画期間の初日（法人の計画期間の初日が③欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日）から起算して2年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の末日までの間（個人事業主にあつては計画期間の初日が含まれる年の前々年の1月1日から計画期間の末日までの間）における事業主都合離職（一般被保険者又は高年齢被保険者であった人の離職に限ります。）の有無を記載してください。ここでいう事業主都合離職とは、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するものをいいます。なお、1つでも「有」の事業所がある場合は、雇用促進税制の適用を受けることはできません。
- 計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、「事業所の廃止又は新設」欄の該当箇所に○を付すとともに、事業所の廃止又は新設を行った日を記載してください。

続いて、④欄以降は、先に「雇用促進計画－4」を作成してから記入すると効率的です

④	④-1欄の数又は④-2欄の数のいずれか少ない数	27
⑤	③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の数	28
⑥	③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の数 ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。 イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者	24
⑦	④欄の数又は⑥欄の数のいずれか少ない数	24
⑧	④欄の数から⑤欄の数を控除した数	0
⑨	③の計画の対象となっている事業所のうち「番号」の欄に○を付した事業所における他の事業所からの転勤者（雇用保険一般被保険者に限る。）の数	0
⑩	⑧欄の数又は⑨欄の数のいずれか少ない数	0

- ④欄には、「雇用促進計画－1」の〔④-1〕欄の数又は〔④-2〕欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ⑤欄には、「雇用促進計画－4」の〔⑪-2〕欄の数を転記してください※1。
- ⑥欄には、「雇用促進計画－4」の〔⑫-2-1〕欄の数を転記してください※1。
- ⑦欄には、④欄の数又は⑥欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ⑧欄には、④欄の数から⑤欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください。
- ⑨欄には、「雇用促進計画－4」の〔⑭-2-1〕欄の数を転記してください※1。
- ⑩欄には、⑧欄の数又は⑨欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ⑦欄の数×50万円（30万円※2）＋⑩欄の数×40万円（20万円※2）が雇用促進税制の基本部分の控除額となります。

※1 「雇用促進計画－4」が複数ある場合は、〔⑪-2〕欄、〔⑫-2-1〕欄、〔⑭-2-1〕欄をそれぞれ合計した数を「雇用促進計画－1」に転記してください。

※2 括弧内は拡充型の場合。

（参考）当期の「雇用促進計画－1」と「雇用促進計画－4」の対応表（※「雇用促進計画－4」が1つの場合）

「雇用促進計画－1」	雇用促進計画－4
④欄	A欄
〔④-1〕欄	E欄
〔④-2〕欄	〔A-2〕欄
④欄	⑩欄
⑤欄	〔⑪-2〕欄
⑥欄	〔⑫-2-1〕欄
⑦欄	〔⑫-2-2〕欄
⑧欄	⑬欄
⑨欄	〔⑭-2-1〕欄
⑩欄	〔⑭-2-2〕欄

【雇用促進計画－４】（記入例）

※⑩欄以降は「地方拠点強化税制の総括表-1」を、B欄からD欄は「地方拠点強化税制の総括表-2」を作成してから記入すると効率的です。

①（移転型・拡充型）／認定を受けた整備計画の期間（令和 6年 6月 1日 から 令和 11年 3月 1日 まで）のうち 2期目

②	③	④	⑤ 整備計画1期目				⑥ 整備計画2期目				⑦ 整備計画3期目				⑧ 整備計画4期目			
			特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体		特定業務施設		法人全体	
			A	E	A	E	A	E	A	E	A	E	A	E	A	E		
2	第2本社	○	令和7年7月1日	○				37	0	35	35							
3	△△研究所		令和6年6月1日		10	0	8	8	24	8	28	20						
			令和 年 月 日															
					A-2	B-2	C-2	D-2										
					A-3	B-3	C-3	D-3										

該当期前の整備計画期間において、ハローワークに「雇用促進計画－４」の確認を受けた適用年度がある場合は、その内容を該当期前の各期（記入例では「⑤整備計画1期目」）に転記してください。

該当期は整備計画期間の2期目の事業年度

「第2本社」の適用年度は、基準日（令和7年7月1日）を含む整備計画2期目を適用年度1期目とする連続する3期間

「△△研究所」の適用年度は、基準日（令和6年6月1日）を含む整備計画1期目を適用年度1期目とする連続する3期間

【移転型・拡充型共通】
A欄及びE欄には、該当期（記入例では「⑥整備計画2期目」）における「雇用促進計画－1」の⑩欄及び【⑩-1】欄の数をそれぞれ転記してください。

【移転型のみ】
B欄及びC欄には、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の一般被保険者数について、該当期（記入例では「⑥整備計画2期目」）の初日の前日時点における数をB欄に、該当期の末日における数をC欄に記載してください。なお、それぞれ「地方活力拠点強化税制の総括表-2」の【2(1)②】欄の数及び【2(2)②】欄の数並びに当該総括表-2に記載された一般被保険者の計画期間の末日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則、資格喪失確認通知書、その他それらに準ずるものの写しより確認できる数を記載してください。

⑩欄から【⑩-2-2】欄には、該当期（記入例では「⑥整備計画2期目」）における雇用の状況について記載してください。
なお、⑩欄から【⑩-2-2】欄については、特定業務施設ごとに作成する「地方拠点強化税制の総括表-1」並びに当該総括表-1に記載された一般被保険者の計画期間の末日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則、その他それらに準ずるものの写しより確認できる数を記載してください。

該当期における特定業務施設の新規雇用労働者数等

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数又は法人全体の雇用保険一般被保険者増加数のいずれか少ない数	特定業務施設における新規雇用労働者数	ア及びイの要件を満たす新規雇用労働者数	雇用保険一般被保険者の増加数を控除した数	ア及びイの要件を満たす転入者数
27	17	15	1	20
26	9	5	1	15
20	20	20	1	35
20	20	20	1	1

- 計画終了時は、⑤欄以降を記載してください。
- A欄からE欄までについては、②欄に記載した特定業務施設に係る当期の適用年度が、整備計画期間の⑤欄から⑧欄までのいずれの期に該当するかに応じて、その該当期の欄に記載してください。

【移転型・拡充型共通】

- ・ A欄及びE欄には、該当期における「雇用促進計画－1」の⑩欄及び【⑩-1】欄の数をそれぞれ転記してください。
- ・ 【A-2】欄には、A欄の数の合計を記載してください。また、【A-2】欄の数は、該当期における「雇用促進計画－1」の【⑩-2】欄の数と一致することを確認してください。

【移転型のみ】

- ・ B欄及びC欄には、移転型の特定業務施設における期間の定めのない雇用（4号※15参照）かつフルタイム雇用（4号※16参照）の一般被保険者数について、該当期の初日の前日時点における数をB欄に、該当期の末日における数をC欄に記載してください。D欄には、C欄の数からB欄の数を控除した数を記載してください。また、B欄及びC欄の数が、それぞれ「地方活力拠点強化税制の総括表-2」の【2(1)②】の数、【2(2)②】欄の数と一致することを確認してください。
- ・ 【B-2】欄、【C-2】欄、【D-2】欄には、それぞれB欄、C欄、D欄の数の合計を記載してください。
- ・ 【A-3】欄、【B-3】欄、【C-3】欄、【D-3】欄には、④欄に「○」を記載した準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る、A欄、B欄、C欄、D欄の数の合計をそれぞれ記載してください。

- 該当期前の整備計画期間において、②欄に記載された特定業務施設に係る増加雇用者数について、ハローワークに確認を受けた場合には、その該当期前の各期にハローワークの確認を受けた「雇用促進計画－4」の記載内容を転記してください。

- ⑩欄には、該当期における、特定業務施設の一般被保険者増加数（【A-2】欄の数）又は法人全体の一般被保険者増加数（E欄の数）のいずれか少ない数を記載してください（※1）。また、⑩欄の数が、該当期における「雇用促進計画－1」の⑩欄の数と一致することを確認してください。

- ⑩欄には、該当期に新たに雇用された一般被保険者数（雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用され、計画期間の末日において各特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」（3号※10参照）に該当する人を除きます。）の数を記載し、[⑩-2]欄には⑩欄の数の合計数を記載してください（図※2）。また、[⑩-2]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑩欄の数と一致することを確認してください。
- ⑪欄には、該当期における計画期間中に新たに雇用された一般被保険者のうち期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の労働者（計画期間の末日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」に該当する者を除きます。）の数を記載してください。ただし、雇用促進計画と一緒に提出して頂く「地方拠点強化税制の総括表-1」並びに当該「地方拠点強化税制の総括表-1」に記載された一般被保険者の計画期間の末日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はそれらに準ずるものの写しから確認できる数に限ります。
さらに、[⑪-2-1]欄には⑪欄の数の合計数を記載してください（図※3）。また、[⑪-2-1]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑪欄の数と一致することを確認してください。
- [⑪-2-2]欄には、⑩欄の数又は[⑪-2-1]欄の数のいずれか少ない数を記載してください（図※4）。また、[⑪-2-2]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑪欄の数と一致することを確認してください。
- ⑫欄には、⑩欄から[⑪-2]欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください（図※5）。また、⑫欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑫欄の数と一致することを確認してください。
- ⑬欄には、当期における、他の事業所から各特定業務施設への転勤者のうち期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の労働者（計画期間中に新たに雇用した一般被保険者を除き、計画期間の末日において当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している者に限り、「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」に該当する人を除きます。）の数を記載してください。ただし、雇用促進計画と一緒に提出して頂く「地方拠点強化税制の総括表-1」並びに当該「地方拠点強化税制の総括表-1」に記載された一般被保険者の計画期間の末日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はそれらに準ずるものの写しから確認できる数に限ります。
- [⑬-2-1]欄には、⑬欄の数の合計を記載してください（図※6）。また、[⑬-2-1]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑬欄の数と一致することを確認してください。
- [⑬-2-2]欄には、⑫欄の数又は[⑬-2-1]欄の数のいずれか少ない数を記載してください（図※7）。また、[⑬-2-2]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の⑬欄の数と一致することを確認してください。

【使用人兼務役員及び役員の特典関係者に関する補足資料】（記入例）

【使用人兼務役員及び役員の特典関係者に関する補足資料】

一連番号	氏名	厚生太郎		雇用保険被保険者番号													
	使用人兼務役員又は役員の特典関係者である雇用保険一般被保険者に該当	<input type="checkbox"/>	計画期間の初日の前日 <input type="checkbox"/>	計画期間の終了日 <input type="checkbox"/>	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	0
	勤務事業所	番号	名称		雇用保険適用事業所番号												
	計画期間の初日の前日	1	本社		****-*****-												
	計画期間の終了日	3	△△研究所		****-*****-の一部												
	<input checked="" type="checkbox"/>	計画期間中に高年齢被保険者になった。	令和 7 年 11 月 25 日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に雇用保険被保険者でなくなった。	令和	年	月	日								
	<input type="checkbox"/>	計画期間中に新規雇用された。	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に離職した。	令和	年	月	日					
	<input type="checkbox"/>	計画期間中に使用人兼務役員又は役員の特典関係者になった。	令和	年	月	日	<input checked="" type="checkbox"/>	計画期間中に使用人兼務役員又は役員の特典関係者でなくなった。	令和 8 年 1 月 1 日								
	<input type="checkbox"/>	計画期間中に企業組織再編により転入した。	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に企業組織再編により転出した。	令和	年	月	日					
	備考																

- 「使用人兼務役員又は役員の特典関係者」（3号※10参照）かつ一般被保険者である又はあった人で、次のいずれかに該当する人がある場合、該当する人全員について記載してください。
 - ① 雇用促進計画の計画期間の初日の前日（計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の⑩欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日。）に一般被保険者であったが、計画期間の末日には高年齢被保険者（3号※6参照）である人
 - ② 雇用促進計画の計画期間中に、特定業務施設で新規に雇用された人
 - ③ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転入した人
 - ④ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転出した人

【地方拠点強化税制の総括表－1】（記入例）

「雇用促進計画－4」に記載した特定業務施設単位で「地方拠点強化税制の総括表－1」を取りまとめてください。

【地方拠点強化税制の総括表－1】

特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者及び他の事業所からの転勤者（※）

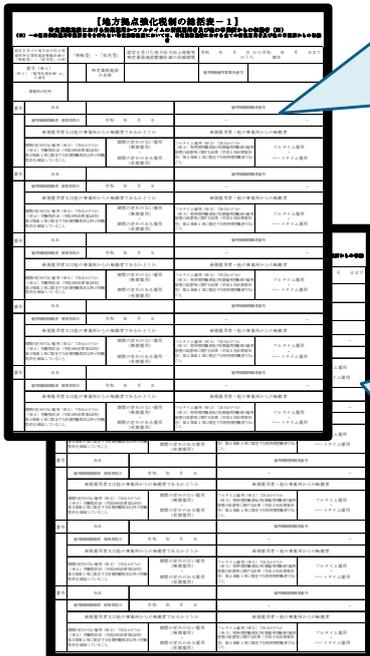
（※）一の雇用保険適用事業所番号を持たない特定業務施設においては、特定業務施設における全ての新規雇用者及び他の事業所からの転勤者

認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の「移転型」・「拡充型」の別	「移転型」 「拡充型」	認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間	令和6年6月1日から令和7年3月31日まで のうち 2期目
番号（※1） （※1）「雇用促進計画-4」の番号	2	特定業務施設の名称	第2本社
事業所の住所	大阪府●●市……………		
番号	氏名	雇用 A 男	雇用保険被保険者番号
雇用保険被保険者 資格取得日	令和 7年 10月 15日	0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0 - 0	
新規雇用者又は他の事業所からの転勤者であるかどうか	新規雇用者・他の事業所からの転勤者		
期間の定めのない雇用（※2）であるかどうか （※2）労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。	期間の定めのない雇用（無期雇用）	フルタイム雇用（※3）であるかどうか （※3）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないこと。	フルタイム雇用 パートタイム雇用

- 「雇用促進計画－4」に記載した特定業務施設単位で「地方拠点強化税制の総括表－1」を取りまとめてください。
- 一の雇用保険適用事業所となっている特定業務施設については、該当期における雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者及び他の事業所から各特定業務施設に転勤した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の末日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している人であって、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の労働者について取りまとめてください（当期の末日において「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」（3号※10参照）又は「高年齢被保険者である者」（3号※6参照）である者は含まないでください。）。
- 一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設（雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。）については、雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者及び他の事業所から各特定業務施設に転勤した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の末日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している全ての労働者（期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用以外の新規雇用者及び他の事業所からの転勤者の記載も必要。）について取りまとめてください。
- 全ての欄を記入した後、記載内容に相違がないか、対象労働者本人に確認してください。

【綴り方】 「地方拠点強化税制の総括表－1」に記載した一般被保険者の計画期間の末日における出勤簿、労働条件通知書等、労働協約等、その他それらに準ずるものの写し

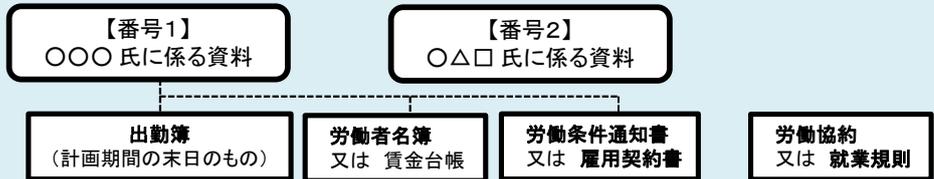
- 事業所単位で取りまとめた「地方拠点強化税制の総括表－1」に記載した労働者ごとに、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の末日における出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳、労働条件通知書又は雇用契約書、労働協約、就業規則、その他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください（一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設の場合には、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用以外の一般被保険者に係る書類も必要です。）。



地方拠点強化税制の総括表－1（「雇用促進計画－4」の「番号」欄：2）



地方拠点強化税制の総括表－1（「雇用促進計画－4」の「番号」欄：3）



【地方拠点強化税制の総括表-2】（記入例）

「雇用促進計画-4」に記載した移転型の特定業務施設単位で「地方拠点強化税制の総括表-2」を取りまとめてください。

【地方拠点強化税制の総括表-2】

移転型の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの雇用保険一般被保険者

1. 移転型の整備計画の認定を受けた特定業務施設に係る名称等

番号（※1） （※1）「雇用促進計画-4」の番号	2	移転型の特定業務施設の名称	第2本社	事業所の住所	大阪府●●市……………
雇用保険適用事業所番号	****-*****-*	認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間	令和6年6月1日から令和11年3月31日までのうち 2期目		

2. 1の特定業務施設における雇用促進計画-4の当期の初日の前日又は末日において、期間の定めのない雇用（※2）かつフルタイム雇用（※3）である雇用保険一般被保険者の人数

※2 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
 ※3 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者

該当期の「雇用促進計画-4」のB欄と一致	(1) 当期の初日の前日	該当期の「雇用促進計画-4」のC欄と一致	(2) 当期の末日
①雇用保険一般被保険者の人数	0	37	
②うち期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の人数	0	35	

【2(2)②】欄は、【3⑤】欄の数から【3⑥】欄の数を控除した数と【2(1)②】欄の数の合計人数と一致することを確認してください。

3. 当期において新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者となった、又は該当しなくなった労働者の内訳

番号	当期において新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者となった、又は該当しなくなった労働者の氏名	当期において新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者となった、又は該当しなくなった理由 (ア:新規採用、イ:転入、ウ:正社員転換、エ:その他増加理由、オ:転出、カ:離職、キ:その他減少理由)	②で選択した期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者数の増減が生じた日付	①に記載した雇用保険一般被保険者に係る雇用保険被保険者番号
	①	② 「エ」又は「キ」を選択した場合はその内容	③	④
1	雇用A男	ア	令和7年7月1日	* * * * - * * * * * * - * - *
2	促進B子	イ	令和7年10月1日	* * * * - * * * * * * - * - *

該当期（記入例では整備計画期間2期目：令和7年4月1日から令和8年3月31日）において、新たに該当するようになった者と該当しなくなった者を全て記載してください。なお、②欄のアからキの順に記載してください。

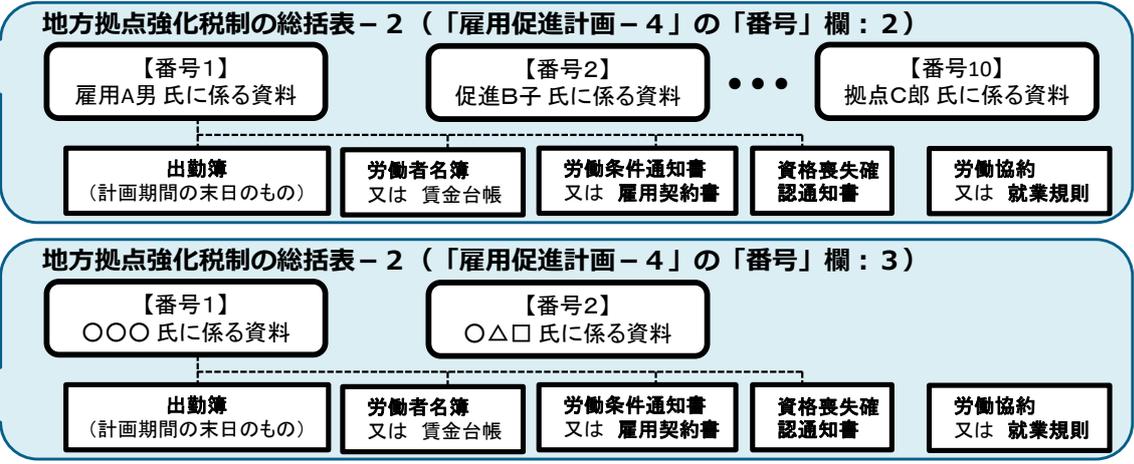
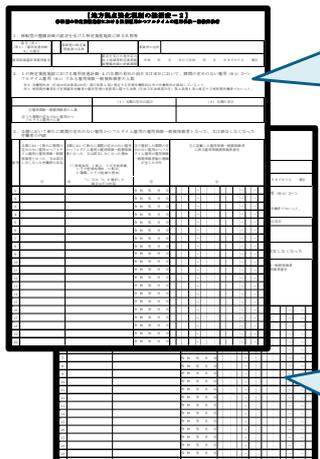
【3②】欄で、アからエを選択した合計人数を⑤欄に、オからキを選択した合計人数を⑥欄に記載してください。

⑤ 当期において新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者となった人数	②でア～エを選択した人数の計	35
⑥ 当期において期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者に該当しなくなった人数	②でオ～キを選択した人数の計	0

- 「雇用促進計画-4」に記載した特定業務施設単位で「地方拠点強化税制の総括表-2」を取りまとめてください。
- 3には、該当期の当該特定業務施設において、期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者に変動が生じた場合に、新たに期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用の雇用保険一般被保険者となった労働者、及び該当しなくなった労働者の全てを対象に、①欄から④欄を記載してください（当期の末日において「使用人兼務役員及び役員の特典関係者」（3⑤※10参照）又は「高齢被保険者である者」（3⑤※6参照）である者は含めないでください。）。

【綴り方】「地方拠点強化税制の総括表-2」に記載した一般被保険者の出勤簿、労働者名簿等、労働条件通知書等、労働協約等、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、その他それらに準ずるものの写し

- 事業所単位で取りまとめた「地方拠点強化税制の総括表-2」の【3①】欄に記載した労働者ごとに、該当期の末日及び該当期の初日の前日における出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳、労働条件通知書又は雇用契約書、労働協約又は就業規則、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、その他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください。



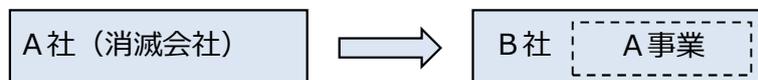
【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】について

※適用年度中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

〈企業組織再編の4つのケース〉

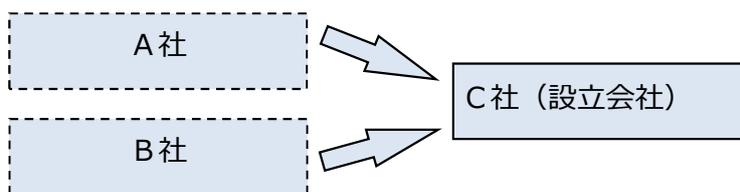
1. 吸収合併

当事者の1つ（存続会社）が存続して、他の消滅する会社（消滅会社）を吸収するもの。



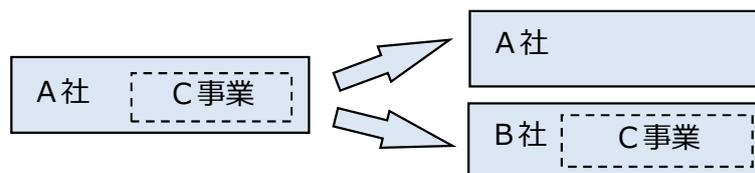
2. 新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社（設立会社）を設立するもの。



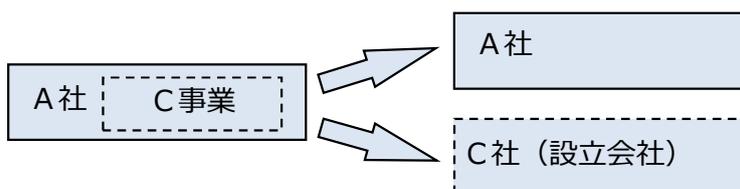
3. 吸収分割

分割会社（分割しようとする会社をいう。）が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を既存の会社（継承会社）に継承させるもの。



4. 新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を新しく設立する会社（設立会社）に継承させるもの。



適用年度中に企業組織再編を行った場合、当該再編が計画期間の初日の前日※に行われたものとみなして、雇用者増加数が計算されます。

例（吸収分割を行ったケース）

- A社（計画期間の初日の前日※の一般被保険者数：80人）から、一部事業部門（吸収分割時の一般被保険者：20人）を、計画期間途中でB社（計画期間の初日の前日※の一般被保険者数：100人）に吸収分割されたとします。計画期間末日の一般被保険者数は、A社が70人、B社が135人とします。
- この時、計画期間の初日の前日※の一般被保険者数は、A社が60人（＝80人－20人）、B社が120人（＝100人＋20人）とみなされるため、計画期間中の雇用者増加数は、A社が10人（＝70人－60人）、B社が15人（＝135人－120人）と計算されます。

※ 計画期間の初日が「雇用促進計画－1」の③欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日。

【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】（記入例1）

【吸収分割】他の企業に一般被保険者を異動させた（継承元となった）場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を（継承された（継承元となった））・ 継承した（継承先となった））

合併（吸収合併 ・ 新設合併） 継承年月日 **令和7年 10月 1日**
 分割（吸収分割） 新設分割）

継承元事業所			継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R5.4.1-R6.3.31、 R6.4.1-R7.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R5.4.1-R6.3.31、 R6.4.1-R7.3.31）
自社 A(株)××事業部	****-*****-*	R6.4.1~R7.3.31 R7.4.1~R8.3.31	他社 B(株)××事業部	****-*****-*	R6.4.1~R7.3.31 R7.4.1~R8.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	⑥ ⑤のうち計画期間の末日において 高年齢被保険者である者の数
18	20	0	0	20	
⑦計画開始時の みなし被保険者数	⑧計画開始時の みなし被保険者数		⑧計画開始時の みなし被保険者数		
▲ 2	20		20		

①-⑤
で計算

計画期間の初日の前日※
の一般被保険者数

分割直前の
一般被保険者数

分割直後の
一般被保険者数

④+⑤
で計算

②-③
で計算

自社が継承元である
場合は記入不要

※ 計画期間の初日が基準日（3頁※3参照）である場合には、当該基準日が含まれる事業年度開始の日の前日。

【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】（記入例2）

【新設分割】他の企業から一般被保険者が異動してきた（継承先となった）場合

雇用促進計画の計画期間中に企業組織再編によって雇用保険一般被保険者を（ 継承された（継承元となった））・ 継承した（継承先となった））

合併（吸収合併 ・ 新設合併） 継承年月日 **令和7年 10月 1日**
 分割（吸収分割 ・ 新設分割）

継承元事業所			継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R5.4.1-R6.3.31、 R6.4.1-R7.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R5.4.1-R6.3.31、 R6.4.1-R7.3.31）
他社 A(株)××支店	****-*****-*	R6.4.1~R7.3.31 R7.4.1~R8.3.31	自社 B(株)本社	****-*****-*	R7.10.1~R8.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	⑥ ⑤のうち計画期間の末日において 高年齢被保険者である者の数
43	40	10	0	30	1
⑦計画開始時の みなし被保険者数	⑧計画開始時の みなし被保険者数		⑧計画開始時の みなし被保険者数		
13	30		30		

①-⑤
で計算

計画期間の初日の前日※
の一般被保険者数

分割直前の
一般被保険者数

分割直後の
一般被保険者数

⑤と同じ数

②-③
で計算

⑤欄に含まれる人のうち、
計画期間の末日において、
当該法人に高年齢被保険者
として雇用されている人の
数を記載

※ 計画期間の初日が基準日（3頁※3参照）である場合には、当該基準日が含まれる事業年度開始の日の前日。

Ⅷ 様式のダウンロード、お問い合わせ先など

▶ 雇用促進計画の様式は、厚生労働省HPよりダウンロードできます。



雇用促進計画 様式 検索

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei_youshiki.html

▶ [地方活力向上地域等特定業務施設整備計画] の作成等については、
内閣府地方創生推進事務局HPを参照ください。



<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

地方拠点強化税制における雇用促進税制の令和6年度以降の主な変更点

項目	令和5年度	令和6年度以降
雇用促進税制の対象となる期間(特定業務施設を新設により整備する場合)	整備計画の認定日から同日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度(個人事業主の場合は暦年)まで	特定業務施設の事業供用開始日から同日の翌日以後2年を経過する日を含む事業年度(個人事業主の場合は暦年)まで
事業主都合離職が無いことを要する期間	適用年度とその適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度	適用年度とその適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度
移転型の上乗せ措置の対象となる雇用の範囲	雇用保険一般被保険者(有期雇用及びパートタイム雇用を含む)	雇用保険一般被保険者(期間の定めのない雇用かつフルタイム雇用に限る)

※令和6年4月1日以後に整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する事業主に適用されます。

【参考】賃上げ促進税制との併用について

賃上げ促進税制(経済産業省所管)と、地方拠点強化税制における雇用促進税制は、同時に適用を受けることができます(ただし、一定の調整があります。)。詳細は経済産業省HPをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>



<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認などについて →主たる事業所を管轄する労働局又はハローワーク
- 税額控除制度について →最寄りの税務署
- 地方拠点強化税制の全体の枠組み →内閣府地方創生推進事務局
(経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課内)
- 地域再生法全般について →内閣府地方創生推進事務局
- 賃上げ促進税制について →税制サポートセンター
(03-6281-9821)